

今後の意匠制度の見直しについて

2011年2月4日

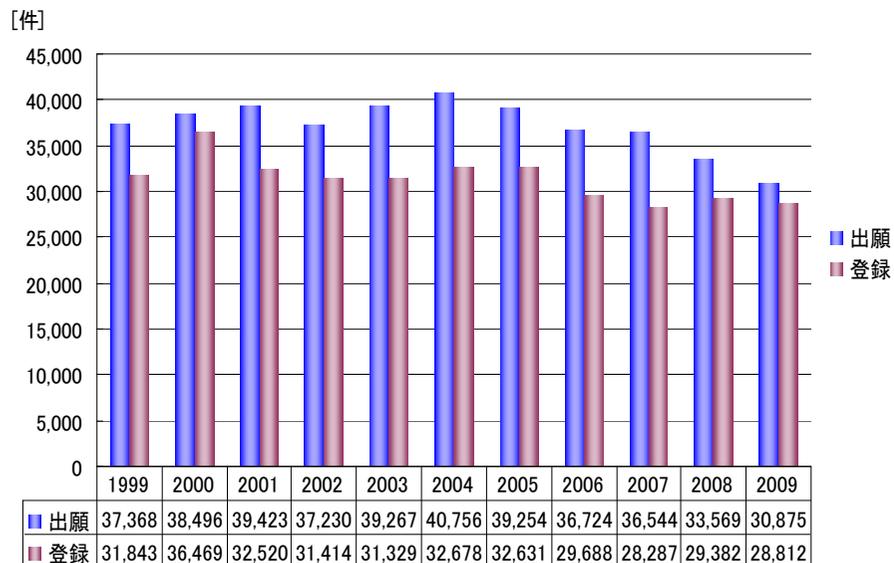
特許庁 意匠課

資料3

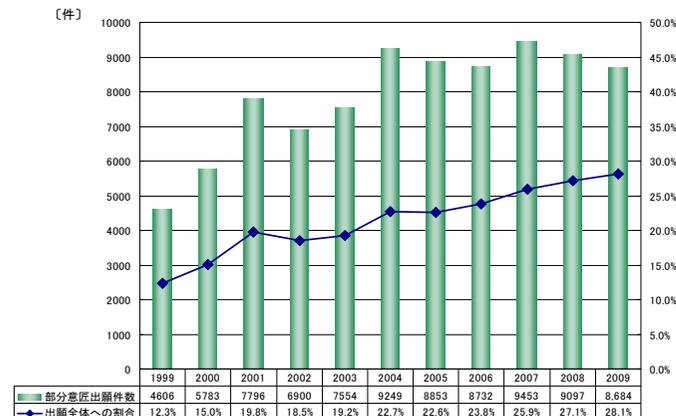
1. 検討の背景（1）意匠制度の利用状況

● 意匠登録出願の動向

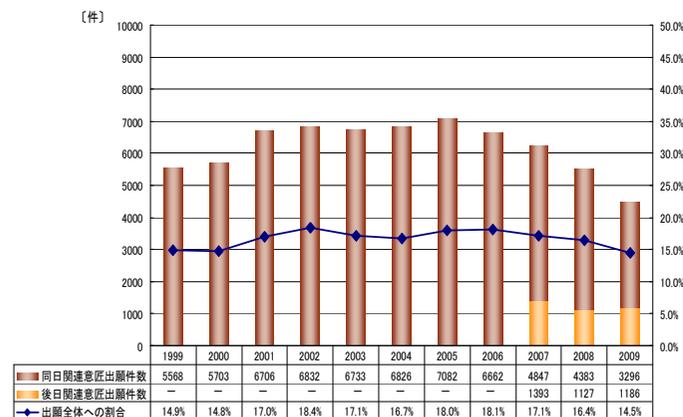
- ・ 意匠出願全体は減少傾向（2008→2009年 8.0%減）
- ・ 出願に占める部分意匠の割合は増加傾向
- ・ 関連意匠出願の減少幅が大きい
(2008→2009年 16.9%減)



【図表 1】 近年の意匠登録出願・登録の状況



【図表 2】 近年の部分意匠出願の状況

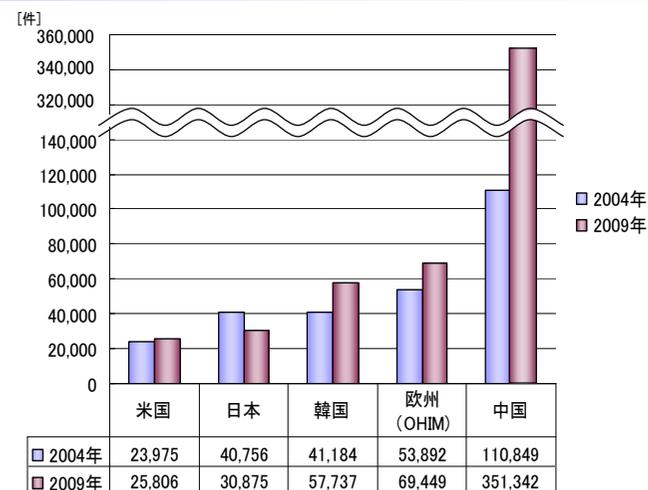


【図表 3】 近年の関連意匠出願の状況

1. 検討の背景（2）諸外国との比較

●主要国の意匠登録出願動向

米国（2004年→2009年 7.6%増）、韓国（同40.2%増）、欧州（同28.9%増）及び中国（同217.0%増）と諸外国がここ数年で出願数を増加させているところ、我が国の意匠出願は減少（同24.2%減）している。



【図表5】 米、日、韓、欧、中の2004年及び2009年の意匠登録出願数

我が国の意匠制度は、デザイン保護に一定の成果を上げる一方、世界的なデザインの重要性の高まりや、デザイン保護ニーズの増加に比べ利用が伸びていない

↓

デザインの創作・活用の実態や、保護ニーズとの乖離の可能性

↓

デザインの創作・活用の実態や、保護ニーズに合わせ制度を改正することで、意匠制度をより魅力的にすることが、我が国産業の発達に必要

① デジタル化社会の進展にともない開発が拡大・活発化している画面デザインの保護についての意見

② デザイン保護を望むユーザーが利用しやすい制度への意見

③ 多様化するデザイン保護ニーズに合致した制度への意見

④ 国際展開を支援できる制度への意見

① デジタル化社会の進展にともない開発が拡大・活発化している 画面デザインの保護についての意見

- ◆ 画面デザインの開発が拡大・活発化しているにもかかわらず、登録を受けられる範囲が、物品の成立性に照らし不可欠（第2条第1項）又は機能を発揮するための操作画面（第2条2項）に限られており、画面デザインの創作の一部しか保護されていない
- ◆ 画面デザインは変化するものが多く、その変化も含めて保護を図りたいというニーズが高いにもかかわらず、変化する画面デザインについて一意匠として認められる範囲が限定的
- ◆ 複数の異なる製品で同じ画面デザインを利用することもあるが、意匠権は物品毎に発生するため、搭載する機器ごとに出願しなければならない

②デザイン保護を望むユーザーが利用しやすい制度への意見

- ◆ 図面の提出要件が厳格で、創作上重要でない図や、意匠の特定上不要な図と思われるものであっても全て提出するため、出願の間接コストを増加させている
- ◆ 出願後に出願日を維持しながらの全体意匠と部分意匠間、あるいは部分意匠の請求範囲を変更できず、また、願書及び図面に表された範囲内で請求範囲を変えた分割出願も認められていないため、出願時の戦略上のミスを取り戻せない
- ◆ 近年、新製品の公開の仕方が多様化しており、それらの開示をすべて管理することは負担が大きいだけでなく、新規性喪失の例外規定の手続が出願時に限定されているため、出願時に手続を誤ると、本来新規性喪失の例外の規定を受け得た出願が、自己の公知意匠を理由に拒絶されてしまう

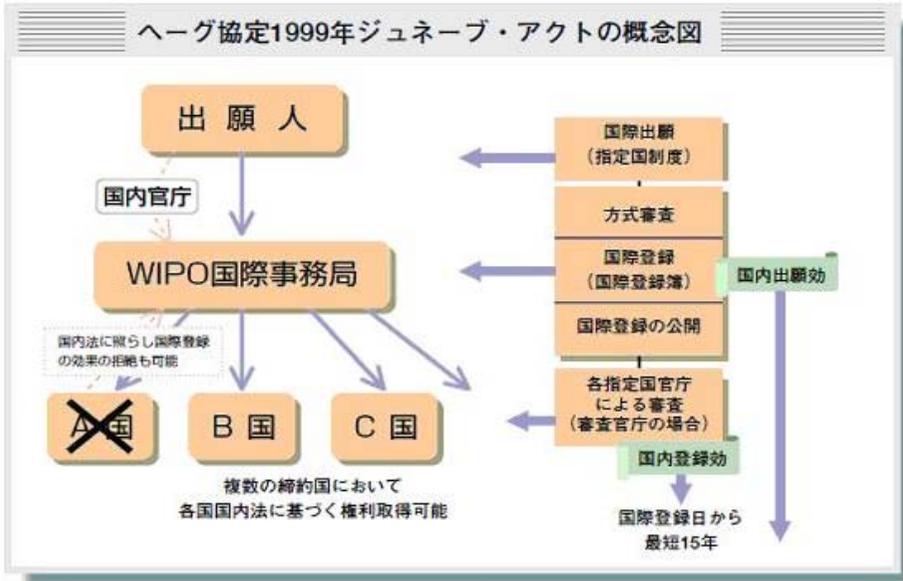
③多様化するデザイン保護ニーズに合致した制度への意見

- ◆ 関連意匠の登録可能な時期的制限により、継続的に市場に開発投入されるマイナーチェンジやバリエーションデザインが自己の登録意匠を理由に拒絶される等、意匠をブランド構築に活用しようとする企業の保護ニーズと合致しない
- ◆ 登録意匠の別物品への転用は侵害に当たらず、これを防ぐには転用される可能性のある複数の物品についても出願しなければならない
- ◆ 資力の乏しい中小企業やデザイナーにとって、実施化するか定かでない創作全てについて権利確保することは、手続、費用の面で大きな負担であり、費用対効果の関係から権利化を断念する意匠も多い。そのような意匠について、後に模倣品が出回る等、保護の必要性が生じたとしてもあきらめざるを得ない
- ◆ 短ライフサイクル製品については、出願しても審査中にライフサイクルが終了し、登録時には既に実施していないことも考えられるため、意匠権取得の効果が少ない

④国際展開を支援できる制度への意見

- ◆各国の出願手続が統一されていないため、一つの創作を複数国に出願する場合に、出願手続、登録維持管理手続に対する負担が大きい
- ◆各国の分類体系が異なるため、すでに登録となっている意匠の検索が煩雑

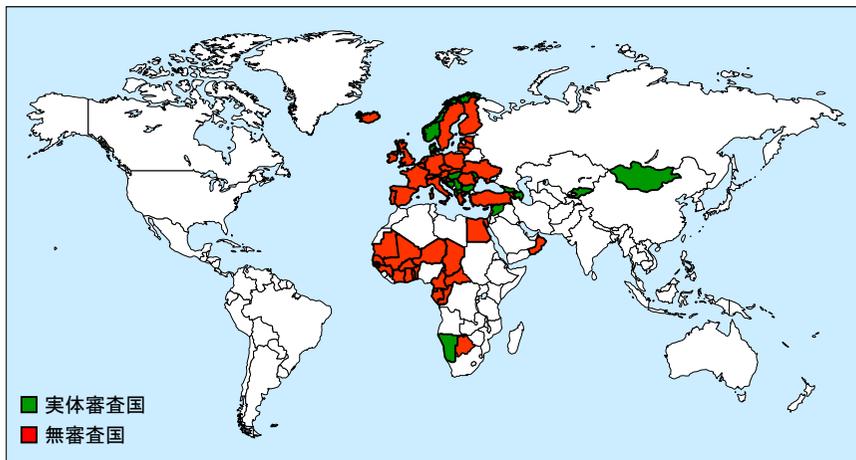
(参考) ヘーグ協定ジュネーブアクト



【図表6】 ヘーグ協定ジュネーブアクトの概念図

● 制度の概要

- ・ 意匠の国際登録制度に関する条約
- ・ 各国に共通な手続をWIPO(世界知的所有権機関)の国際事務局が一元化して行う
- ・ 一つの願書及び図面で、複数の国(締約国)での意匠登録を得ることが可能
- ・ 願書は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能
- ・ 代理人を通さず意匠登録出願が可能
- ・ 複数の国(締約国)の意匠権が、国際事務局の国際登録原簿ですべて管理されるため、権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払い等の手続を一括で行うことが可能



【図表7】 ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国

● 現在の加盟状況

- ・ 欧州・アフリカ諸国を中心に、39の国・地域(2010年12月13日現在)が加盟
- ・ 我が国は未加盟
- ・ 韓国が2012年に加盟予定

◎対応すべき課題について（予定）

◆審査基準・運用の見直し

法改正によらず、できるだけ速やかに運用に移せるものを早急に対応

- ①部分意匠の図面提出要件の簡素化
- ②画面デザインの登録要件の明確化

…意匠審査基準WGにて検討

◆意匠制度の見直し

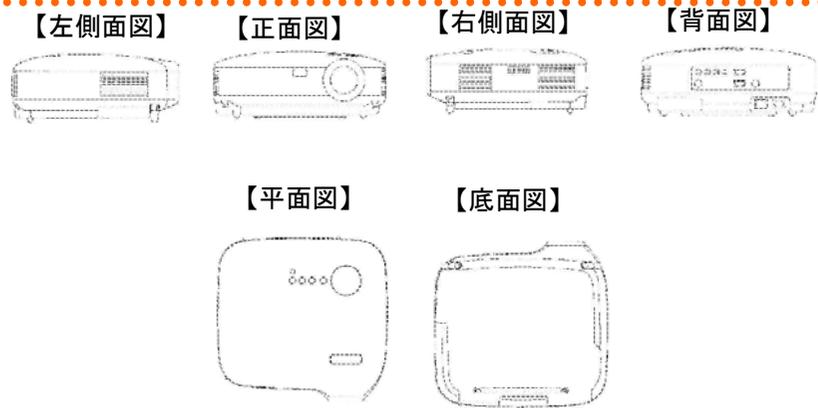
- ①画面デザインの保護拡充
- ②利便性の向上
- ③保護ニーズの多様化への対応
- ④意匠保護の国際展開への支援

…引き続き意匠制度小委員会にて検討

(参考) 部分意匠の図面提出要件の簡素化

● 「具体的な一の意匠を直接的に導き出すために必要不可欠とは言えない図」の省略の検討

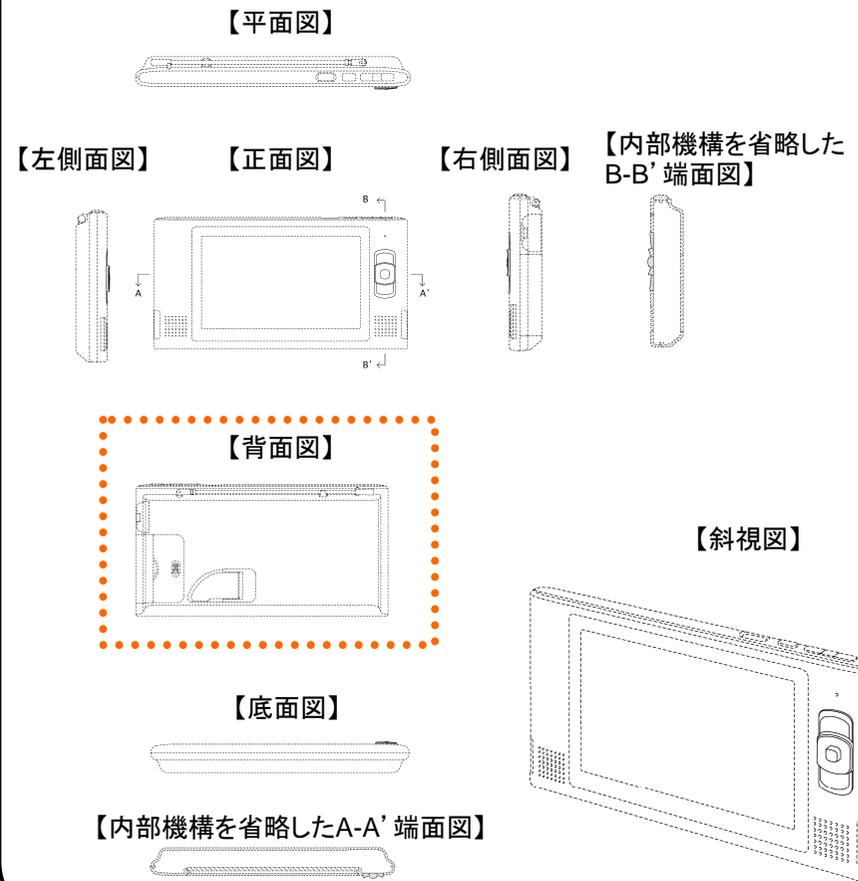
例1
意匠登録第1353067号
意匠に係る物品: プロジェクター



【画像図】

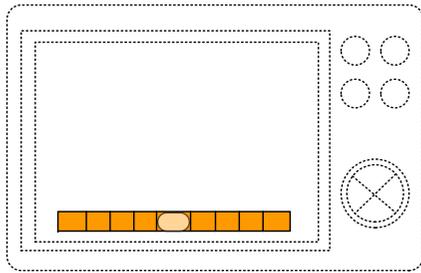


例2
意匠登録第1398277号
意匠に係る物品: テレビジョン受像機

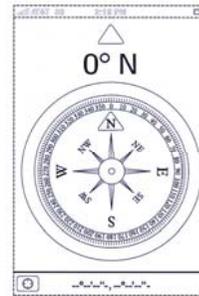


●画面デザインの保護対象についての明確化の検討

「物品の成立性に照らし不可欠」又は「機能を発揮するための操作画面」ではないとして保護対象外となっている画面デザインの事例



デジタルカメラの撮影時に現れる水準器



携帯電話機の方角表示

欧州共同体登録意匠
第001161731-0003号

●変化する画面デザインの保護についての検討

変化前と変化後の画面デザインに形態的関連性が認められないとして、一意匠として保護されていない事例

